

平成 19 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 19 年 6 月 21 日（木曜日）

◎出席議員（22 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 伊藤 功一郎 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

道路課長 武田 一男

下水道課長 鈴木 典男

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開会

○議長（阿部五一）

おはようございます。

本日より本年第 2 回市議会定例会が始まります。梅雨入りも予想されますことから、お互いに健康に留意しながら頑張ってまいりましょう。よろしく願いを申し上げます。

これより平成 19 年第 2 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において深谷晃祐議員及び伏谷修一議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（阿部五一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 26 日までの 6 日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 6 日間と決定いたしました。

○議長（阿部五一）

この際、諸般の報告をいたします。

本日、7 番雨森修一議員から本日の本会議におくれるとの連絡がありました。会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

以下、諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

○議会事務局長（松戸信博）

ここで、諸般の報告にも記載されておりますが、全国市議会議長会定期総会におきまして、小嶋廣司議員さんが、議員在職 20 年以上により特別表彰を受けられましたので、これより表彰状の伝達を行います。

それでは、小嶋廣司議員さん、演壇へお進み願います。

表彰状

多賀城市 小嶋 廣司殿

あなたは、市議会議員として 20 年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第 83 回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰いたします。

平成 19 年 6 月 19 日

全国市議会議長会会長 藤田 博之 代読

〔表彰状授与〕（拍手）

なお、阿部五一議長さんにおかれましては、全国市議会議長会の評議委員としての御功績により、感謝状をいただいておりますので、御紹介申し上げます。

（拍手）

以上で表彰状の伝達を終わります。

日程第 3 行政の報告

○議長（阿部五一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第 2 回定例会が開催されるに当たり、市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼申し上げますとともに、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、報告 6 件、専決処分 1 件、人事 1 件、条例 1 件、補正予算 3 件、その他 3 件であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第 1 回定例会以降、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、行政経営関係でございますが、行政組織の再編及び職員の定員適正化につきましては、4月に行政改革推進本部幹事会の下部組織として専門部会を設置し、今後10年で370名体制を実現できるように、アウトソーシング計画と連動させながら見直しを行っております。

次に、プロジェクト推進関係でございますが、産業創造及び企業誘致につきましては、5月に公布された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の適用を受けるべく、今年20日、まさにきのうのことでございますが、宮城県及び関係市町村と共同して、「みやぎ高度電子機械産業活性化協議会」を設立いたしました。

また、新たな取り組みとして、地元の大学である東北学院大学の持つ知識、情報、人材等を積極的に活用し、産学官の連携を図るため、同大学との「包括的な連携協力に関する協定」の締結に向けて協議を進めております。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係でございますが、多賀城市土地開発公社の平成18事業年度事業報告書並びに平成19事業年度事業計画及び予算書を、地方自治法の定めに基づき作成し、配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

本市が被控訴人となっていた長期研修命令に係る損害賠償請求控訴事件につきましては、昨年12月6日に口頭弁論が終結し、ことし3月28日に判決の言い渡しがあり、控訴が棄却され、控訴人の主張が全面的に退けられました。

なお、この判決を不服とした控訴人は、4月10日付で上告の手続を行った旨、仙台高等裁判所から通知がありました。

次に、地域コミュニティ課関係でございますが、私が市民の皆様と直接対話する取り組みとして、各地域を回る「おばんです懇談会」と、市役所1階ロビーにおいて、市役所を訪れた方と懇談する「市長と話そう・気軽にちょっと茶っと」を昨年11月から開催しております。

「おばんです懇談会」については、5回の開催で延べ260人の方の参加と55件の発言をいただきました。「市長と話そう・気軽にちょっと茶っと」については、6回の開催で延べ69人の方の参加と84件の発言をいただきました。

今後も、議会開催中などを除き、毎月1回ずつ開催していくことにしております。

なお、その内容についてはホームページで公開しており、先週までに2,400回以上の閲覧がありました。

次に、交通防災課関係でございますが、交通安全関係につきましては、交通安全推進関係団体の参加・協力のもと、5月11日から5月20日までの10日間、春の交通安全市民総ぐるみ運動を実施し、飲酒運転根絶と交通事故防止の呼びかけを行いました。

また、仙台育英学園高校の生徒さんを巻き込んだ死傷事故の発生から丸2年が経過した5月22日に、飲酒運転根絶運動を展開しました。市内の飲食店約200カ所を訪問し、運転者には酒を出さないことや、一緒に食事をした人を家まで送り届けるために、お酒を飲まない、いわゆるハンドルキーパーの普及・啓発について協力を呼びかけました。

防犯関係につきましては、犯罪のない明るい地域社会の実現を図るため、今年8日に市民会館小ホールを会場として、450名を超える市民や企業、各種団体の関係者の参加のもと

に、多賀城市犯罪抑止市民総決起大会を開催し、市民総ぐるみで犯罪抑止に向けた取り組みを展開していくことを誓いました。

防災関係につきましては、ソニー株式会社仙台テクノロジーセンターの体育施設を、災害時に一時避難所として使用させていただくことを目的として、3月12日に同社と「災害時における支援協力に関する協定」を締結しました。

また、9月1日に行われる9.1総合防災訓練の実施に向けて、第1回目の全体会議を5月30日に開催し、約60の参加・協力機関及び団体に対して、訓練実施内容等の説明を行いました。

消防関係につきましては、今月10日に多賀城八幡小学校を会場として、平成19年多賀城市消防団消防演習を実施し、不測の災害時に迅速に活動できるよう、日ごろの訓練の成果を披露しました。

なお、ことしの火災発生件数は、先月末現在で5件となっておりますが、全焼火災は発生しておらず、市内での全焼火災ゼロは平成16年11月以降、約2年半継続しております。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係でございますが、転入者の多い3月から4月にかけて、市役所1階ロビーにおいて、「ごみの分別と出し方相談コーナー」を設け、適正なごみの処理について啓発に努めました。

今年度更新となる地域環境推進員につきましては、委嘱状交付式に合わせて研修会を開催し、地域環境推進員の役割や地域の環境について理解を深めていただきました。

また、今月の環境月間に合わせて、環境に対する関心を高め、環境に配慮した取り組みを市民とともに推進するため、市役所1階ロビーで市民活動団体と連携して、環境パネル展を開催しました。

次に、納税課関係でございますが、4月からコンビニエンスストア20社での市税等の収納を開始しました。6月5日現在の収納状況は、市税や使用料等の9種目で、件数が8,441件、金額が1億5,728万6,901円、人数が6,009名となっております。

区域ごとの利用状況は、市内の店舗からが62.2%、近隣市区町の店舗からが23.9%、それ以外が13.9%で、県内31市区町と県外34都道府県の合計945店舗で利用がありました。

なお、金融機関営業時間外における利用は4,801件で、コンビニエンスストア収納全体の56.9%となっております。

また、市民の納税手段を拡大し、納税意識の高揚と収納率の向上を図るとともに、市内商店会の活性化と地域振興に資するため、7月1日から多賀城スタンプ会の「わが史都角（わがまちカード）の満点カード」、または「共通商品券」を用いて市税等の支払いを行えることといたしました。

次に、農政課関係でございますが、カルガモ等による田植え後の水稻の食害を防止するため、5月8日と17日の2日間、銃器による予察駆除を実施しました。

また、米の生産調整につきましては、県から示された本市の平成19年産米の生産目標数量は1,314トンで、水稻作付面積に換算した249.8ヘクタールを生産目標面積として、農家の皆様に協力をお願いしております。

農業者と産業関係団体の協働事業として、今月3日に庁舎前広場で第2回「農業・商工まつり」が開催されました。当日は、花の苗プレゼントやもちまき大会などのイベントも行われ、1,800名の来客者で賑わいました。

次に、商工観光課関係でございますが、本市にお住まいの方、そして新たに転入された方に、多賀城の名産と名所旧跡を知っていただくため、多賀城市観光協会による認定品「おいしい多賀城の味」全18品目と、「たがじょう散策マップ」を、3月26日から7月31日までの間、市役所1階ロビーに展示しております。

中小企業への支援制度につきましては、中小企業振興資金について、4月1日の申し込み分から営業経歴や連帯保証人に関する要件の廃止、緩和を行ったほか、あわせて小企業小口資金についても、営業経歴に関する要件の緩和を行っております。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、社会福祉課関係でございますが、昨年策定を進めておりました「地域福祉計画」及び「障害者福祉計画」につきましては、2月にパブリックコメントを実施し、3月末に策定をいたしました。計画書の全文を市ホームページに掲載するとともに、市政情報コーナーに計画書を備え、また、「広報たがじょう」5月号に特集記事を掲載するなどして普及に努めております。

次に、こども福祉課関係でございますが、あかね保育所の指定管理者の取り消しに伴う既払費用返還請求に係る異議申し立てにつきましては、3月27日付で申し立て人に対し、異議申し立てを棄却する旨の決定書を送付しました。

次に、健康課関係でございますが、3月10日に生涯学習支援センターで、「ゆるる10代の性・親の役割とは」と題した思春期保健講演会を開催し、82名の方が受講しました。

3月17日に、総合体育館で第4回健康スポーツフェスティバルを開催しました。参加された150名の方に健康チェック、体力チェックなどを実施し、健康増進と疾病予防について指導を行いました。

妊娠初期の女性は、妊婦であることがわかりにくいことから、周囲の理解やサポートを得られやすくなるように、4月から、母子手帳の交付時にあわせてマタニティマーク入りキーホルダーを交付しております。

また、毎月の乳幼児健康診査の日程等をいつでも携帯電話で確認できるように、7月1日から、広報誌やポスター等に掲載したQRコードを用いて、それらの情報をまとめた携帯用ホームページに簡単にアクセスできるようにいたします。

小児科の急患診療につきましては、2市3町と塩釜医師会及び塩釜地区薬剤師会が協定を結び、4月7日から塩釜地区休日急患診療センターにおいて、土曜日午後7時から午後10時までの診療が可能になっております。

今年度更新となる保健衛生推進員につきましては、委嘱状交付式にあわせてメタボリックシンドロームに関する研修会を開催し、健康づくりについて理解を深めていただきました。

今月1日に、歯の衛生週間に先立ち、70歳以上で、自分の歯が20本以上ある18名の方々と、虫歯のない親子1組を表彰しました。

基本健康診査につきましては、8,526名の申し込みがあり、今月4日から実施しております。

次に、介護福祉課及び介護支援室関係でございますが、地域包括支援センターにつきましては、高齢者や要支援、要介護者の増加傾向を受け、よりきめ細かな対応を行うため、4月から市域を東部、中央、西部の3地域に分割し、それぞれに地域包括支援センターを設置しました。中央地域包括支援センターの業務は従来どおり介護支援室で行い、東部と西部については外部に運営を委託しております。

次に、国保年金課関係でございますが、国民健康保険事業において、昨年12月から少子化対策の一環として、出産育児一時金について、市が出産された方に支給する従来の支給方式のほかに、出産時に市が医療機関に直接支払う受領委任払い方式を採用しております。

利用状況は、当初の2カ月は18名中3名の利用でしたが、2月、3月は19名中8名、4月、5月につきましては、18名中12名と利用者が増加しております。

また、4月から70歳未満の被保険者を対象に、入院時の支払いが所得区分に応じた限度額までとなる高額療養費現物給付化に伴う限度額適用認定制度を導入したところ、先月末現在で129名の方から申請があり、認定をしております。

今後これら制度のさらなる周知を行い、利用促進を図ってまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、4月1日に宮城県後期高齢者医療広域連合事務局が設立され、来年4月からの運用開始に向けて準備を進めております。

次に、建設部について申し上げます。

まず、多賀城駅周辺整備課関係でございますが、連続立体交差事業関係につきましては、5月19日の深夜から20日の早朝にかけて、志引踏切付近から第一下馬踏切区間において仮下り線の切りかえを実施しました。仮上り線につきましては、今年度中の切りかえ工事を予定しております。

新多賀城駅舎デザインにつきましては、今月14日の説明会で御報告したとおりでございます。今後はJR東日本が行う多賀城駅舎建築工事の詳細設計に反映されるよう、JR東日本に提案していくこととしております。

なお、新駅舎の完成は平成23年度を予定しております。

次に、道路課関係でございますが、2月議会で繰り越し承認をいただいた都市計画道路高崎大代線につきましては、物件移転補償が1件、用地買収が2件完了しております。

次に、下水道部について申し上げます。

平成19年3月末現在における公共下水道汚水の普及率につきましては、昨年度と比べて0.2ポイント増加し、99.2%となっております。

また、下水道事業に対する財政支援及び制度改正について、今月初めに県及び国並びに国会議員に対して陳情を行いました。今後は類似団体と共同歩調をとりながら、関係機関への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、教育部について申し上げます。

まず、教育総務課関係でございますが、多賀城小学校校舎改築事業につきましては、旧校舎解体が完了し、昨年12月から2期工事に着手しております。先月末の進捗率は約16%で、来年1月からの使用開始を予定しております。

また、繰り越し承認をいただいた山王小学校及び城南小学校の屋内運動場耐震補強工事に つきましては、実施設計が完了しておりますので、7月末から工事に着手し、9月末に完成する予定となっております。

総合学習の一環として、環境に優しい微生物として注目されている EM 菌の培養液をプールに投入した結果、先月のプール清掃時には藻の発生や腐敗臭がなく、汚れも簡単に洗い流せるなど、その効果が確認できました。

次に、学校教育課関係でございますが、子供を不審者から守るため、4月からすべての市立小中学校において、不審者等情報配信メールシステムの運用を始めました。

このシステムは、不審者情報をいち早く保護者にお知らせすることで犯罪を未然に防止するとともに、緊急時における学校と保護者間の連絡システムとしても活用することを目指したものです。

5月1日現在の登録保護者数は、小学校が 1,532 名、中学校が 383 名となっております。

次に、生涯学習課関係でございますが、文化センター開館 20 周年記念事業として、3月25日に、「多賀城大路が辻 ―― 歴史ロマンを今に語り、詩う ――」を開催しました。幅広い年齢層の市民の方々が、出演者やスタッフとして参加し、多賀城の歴史・風土をもとに、「詩都 多賀城」をうたい上げる舞台芸術をつくり上げました。

青少年健全育成につきましては、今月 16 日に、文化センター小ホールで「青少年健全育成多賀城市民のつどい」を開催しました。市立中学校 4 校の代表者による少年の主張の発表の後、東北学院大学の水谷修教授から、「地域は青少年育成にどう関わるか」と題した講演が行われました。

次に、文化財課関係でございますが、埋蔵文化財調査センターにおいて、民俗資料展「学ぶ遊ぶ生きる ―― みんな昔はこどもだった ――」を、3月1日から5月20日まで開催し、1,218 名の入館者がありました。

また、今月 13 日から 9 月 9 日まで、速報展「発掘された遺跡 ―― 平成 18 年度の調査成果 ――」を開催しており、この中で、東北で 2 例目の出土となる金銅製の環頭大刀柄頭を展示しております。

なお、埋蔵文化財調査センター体験館につきましては、整備事業が完了し、11月1日の開館を目指して準備を進めております。

次に、上水道部について申し上げます。

地震等により水道施設に被害が発生した際に、迅速かつ円滑に応援活動を行うことを目的として、今月 13 日に、多賀城市管工事業協同組合と「災害時等における水道施設復旧等の応援協定」を締結しました。

最後に、選挙管理委員会について申し上げます。

第 16 回統一地方選挙が 4 月 8 日及び 22 日にそれぞれ執行されました。

今回の選挙からの新たな取り組みとして、視覚障害者の方々の利便に供するため、「声の選挙公報」の配布を行ったほか、啓発につきましては、明るい選挙推進協議会の協力を得て、市内金融機関や病院等での啓発物資の配布や、各地区での統一した啓発運動等を積極的に実施しましたが、投票率は、県議会議員選挙が 42.68%、市議会議員選挙が 49.87% と前回を下回る結果となりました。

なお、開票時間の短縮にも取り組み、県議会議員選挙が 57 分で前回より 33 分の短縮、市議会議員選挙が 90 分で、前回より 40 分の短縮となっております。

今後とも引き続き啓発や業務改善に取り組んでまいります。

以上、第 1 回定例会以降、今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（阿部五一）

日程第 4、報告第 2 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（阿部五一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 2 号 専決処分の報告についてであります。これは平成 19 年 4 月 18 日に発生した公用車の衝突事故について、事故の相手方と和解し、並びに損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

皆様のお手元にございます資料 2 の、議案関係資料 1 ページをお願いいたします。

報告第 2 号関係資料、和解及び損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

公用車における交通事故に関する案件でございます。

1 の、事故発生の日時ですが、平成 19 年 4 月 18 日、午後 2 時 25 分ごろでございます。

2 の、事故の原因及び状況ですが、公務のため公用車にて仙台農協南宮支店に行き、事務手続を行い、終了後、帰庁するため、同支店の駐車場からバックで市道南宮線に出た際、路上に駐車してあった相手方の乗用車に気づかず、衝突させたものでございます。

後退する際の安全確認を怠ったために発生した事故でございます。

この事故によりまして、市は、相手方に対しまして、軽乗用車の運転席側の前部のフェンダー等に損傷の損害を与えたものでございます。

3の、損害賠償の額ですが、9万3,555円でございます。これは車両の修理費用でございます。

なお、修理費用は、社団法人全国市有物件災害共済会から歳入として同額を受け入れることになっております。

4の、和解でございますが、平成19年6月3日に相手方と示談が成立してございます。

なお、本件事故に関し、損害賠償金のほか、何ら債権債務がないことを相互に確認しております。

今回の事故につきましては、双方にけがはございませんでした。話し合いも円満に進めることができましたものでございます。

なお、本件事故を教訓といたしまして、なお一層、安全運転や交通ルールの遵守を徹底するよう、部内全職員に指導いたしましたことを御報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

専決処分されたものですから、別に異議はないわけですがけれども、交通事故が余りにも頻繁に発生し過ぎている。この辺についてどのように感じておられるのか、その辺についての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

総務課長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

総務課長が安全運転管理者という立場になってございますので、そちらの観点から、ただいまの質問に対しましてお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、大変事故が頻発してございます。現在までの発生状況でございますが、平成19年度に入りましてから、この事故を含めまして4件発生してございました。

その後も、実は事故が、自損事故を含めまして発生してございますので、事故が起こったたびに、交通安全についての安全運転についてのいろいろな指示を流しておるわけでございますけれども、事故の状況を見ますと、本当に不注意による事故が大半を占めておるような状況でございます。ですから、職員が少しずつ注意をすれば防げる事故であったのではないかというふうに思っております。

ちなみに、過去の事故の発生件数を申し上げますと、昨年度が12件ございました。平成17年度につきましても12件、16年度が8件、15年度が4件ということで、増加傾向にありますので、安全運転管理者としましても、安全運転について何らかの対応をこれから図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

議案第 45 号でも同じような案件が議題となるわけでございまして、私は、件数を、こういうふうなうっかりミスといいますか、ちょっと気が抜けた……、事故というのは大体そうなのですから、やはりこれは気を引き締めるという方策を、それぞれきちんと対策というものを考えて、大きな事故でないからいいというものではないですから、こういうものを未然に防ぐような教育といいますか、システムというものをきちんと確立していくということも大事なことではないかと思っておりますので、当局においてはひとつ市長が中心になって、こういう事故が大きな事故に結びつかないように、そして、また、頻繁に市役所の車が交通事故を起こしているといういろいろな見方を市民にされるのもまた心外でございますので、ぜひとも注意していただきながら、こういう事故がないように、今後努力をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

私も同じような思いで質問しようと思っていたのですが、今、件数を聞きますと、何だか系統的にふえていて、何かがあるのではないかというふうに感じてしようがないのですが、対策をとるときに、不注意の面だけに目を集中すると、なかなかうまく対策がとれないのではないかというふうに思うのです。

皆さんのところは、御承知のように、組合も何もないというところで、職員の皆さんが働いているわけで、そういう部分で、労働面の中でさまざまな弊害があるのかなのか、そういう部分も含めてきちんと見ていかないと、これは個人への注意だけではなかなか解決できないのではないかというふうに思うのですが、その点はどういうふうに分析していらっしゃるのでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務課長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

事故の分析ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、動く物同士の事故でございますので、避けられない事故ということもあろうかと思っております。ただ、傾向的にうかがえますことは、やはりほんのちょっと、例えば車のわきをこすったとか、あるいは後ろをよく確認しないでバックしてしまって、相手方の車に当たってしまったとか、そういった形の事故が多いわけなのです。

ですから、職員が、例えばその業務上、大変な状態にあつて、というふうな形では決してないのではないかというふうな分析はしてございます。ですから、一人ひとりの注意を喚起する意味で、例えば総務部長名で文書により通知をしたり、あるいは庁内の掲示板を通じまして、職員個々にその辺の注意喚起をしたり、あるいは、安全運転管理者の事業所として、交通安全のための運動をこれからやる予定でおりますけれども、そうした部分を絡めながら、交通安全について、あるいは事故防止について、職員の注意を喚起してまいりたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

素直に認めるとは思いませんでしたから、そういう答弁になるのでしょうかけれども、私の観点をぜひ取り入れていただきながら、対策をとっていただかないと、平成15年に4件で、18年に12件で3倍です。皆さん、運転が下手になったのかということになりますね。そういうことでは決してないと思うのです。ぜひあらゆる面を、職員の労働環境の面に目を通しながら対策を続けていかないと、まずいのではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

本当に年々ふえているのです。ほかの市町村との比較というのはデータありますか。近隣ではどのくらいとかなにかという。その辺ちょっと。

○議長（阿部五一）

総務課長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

その辺につきましては、まだ私の手元にはちょっとデータはございません。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

前に2人の議員がお話しされているのですけれども、例えば、動いている云々と総務課長はおっしゃっていますが、ほとんど今までを見ると、バックしたら後ろに車があったとか、それから、今度の事故なのですが、オートマチック車だったから、なれないからぶつけたとかという、何と申しますか、本当に誤操作と言ったらいいのか、うっかりですよ、皆。

それで、こういうことをやったときには、やはり先ほどいろいろお話をされているようですけれども、全庁挙げて、例えば講習会のようなことをやるとか、そういう取り組みをやらないと、本年も何かふえているような傾向にいつているような気がするのですけれども、その辺はどう考えているのですか。

○議長（阿部五一）

総務課長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

先ほども申し上げましたとおり、交通安全、特に安全運転管理者事業所として展開しております事柄もございまして、そういったことも考えあわせながら、ただいま御指摘ありましたような形で、職員に対して安全運転の環境をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

それでは、だれも好んで事故を起こすわけではないのですけれども、職員にはどういうふうな処分といったらいいのでしょうか、やはり上司からの口頭注意とか、その辺の処分というのはちゃんとやっているのでしょうかね。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

確かに不注意での事故が非常に多くなってきていると、これは事実でございます。

それにつきましては、部長会議等でも、市長の方からも、厳しくその辺の職員に対して話をしてくれというようなこともいただいております。もちろん、先ほど保健福祉部長が言ったように、事故を起こせば、その部として、課長等を通して、不注意とかそういうものを市民に被害を与えるわけでございますので、そういうことについて十分、口頭なりで注意をするように、それは徹底してございます。

先ほど課長が言いましたように、掲示板に載せて、管理者として報告したり、そういうものもきちんとやっているつもりでございます。

ただ、多いことは確かでございますので、先ほど言ったような安全講習会なるものを、やはりこれはやっていかなければならないのかと思っております。

ただ、朝の点検では、例えば車の不備によって事故などを起こしては大変でございますので、必ずブレーキとか、あと方向器の確認、これは全部点検等はしてございます。

あるいは、酒気帯び、次の日、夜からのものが持ち越しにならないかどうか、そういうものをはかたり、そういうものは徹底してございます。

ただ、どうしてもやはり、何回も言うように、ちょっと不注意というのがあるものですから、その辺の安全講習会についても考えていきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

運転される職員の方は、やはり朝、当番でも、仕業点検等、公用車の、それを毎日励行するとか、そういうことをやっていながら、やはり交通安全意識というものをしっかりと根づかせていかなければならない。

また、交通安全の講習会等々は、やはりこれは市内でも職員数としては多い、企業としても大きい方に分類されるのが市の方ですね。ですから、やはりそういうことはきちんと、定期的にでも講習等をやっていくようなお考えを持っていかなければ、なかなかもってうっかりミスで済まされる問題ではないという、その辺を肝に銘じていただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 5 報告第 3 号 多賀城市国民保護計画について

○議長（阿部五一）

日程第 5、報告第 3 号 多賀城市国民保護計画についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（阿部五一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 3 号 多賀城市国民保護計画についてであります。これは去る 14 日に議員各位に説明しましたが、いわゆる国民保護法第 35 条第 1 項の規定による多賀城市国民保護計画を作成したので、同条第 6 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

それでは、資料 3 をお願ひしたいと思ひます。

最初に、目次を除きまして、1 ページをお開きいただきたいと思ひます。

この国民保護計画につきましては、これまで 2 回説明会を行ってございまして、本日は、市民にかかわること、あるいは職員の役割等について、あるいは市会議員に連絡、報告するようなこともありますので、それを中心に御説明していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

1 ページの下の方でございまして、2、市国民保護計画の構成、これにつきましては何回も御説明申し上げてございまして、第 5 編で構成されてございまして、第 1 編が総論でありまして、第 5 編は緊急対処事態への対処ということでございまして、

次のページをお開きいただきたいと思ひます。

次のページは、第 2 章、国民保護措置に関する基本方針をここでうたってございまして、

(1)の、基本的人権の尊重から、次のページの、(8)国民保護措置に従事する者等の安全の確保、ここまで8項目にわたりまして、基本的人権の基本方針をうたっているものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

第2編でございますが、ここは平素からの備えということで、1、市の各部課室における平素の業務ということについて、以下、考えてございます。

最初の、総務部、市長公室から、次のページの教育部まで、各部の業務を記載してございます。

次に、2の、市職員の参集基準等でございます。これにつきましては、17ページの一番上の方でございますが、職員の参集基準ということで、まず最初、国民保護担当課の体制ということで、これは総務部交通防災課の職員が参集するというものでございます。

次に、緊急事態の連絡室の体制ということで、原則として市の国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態に応じて、状況に応じてその都度判断するというものです。

三つ目が、市の国民保護対策本部体制についてでございますが、このときはもうすべての職員が、本庁または出先機関に参集すると。

この組織等については、後ほどまた御説明申し上げたいと思います。

17ページの下の方でございますが、市の対策本部長あるいは副本部長について書いてございます。これは説明会のときにも御指摘ありましたように、平成19年4月1日で記載してございます。ですので、7月1日以降につきましては、収入役のところに入ってくるというような形になります。

あと、代替職員の順位第1位の方には、今、総務部長が下にありますが、その下に総務部の次長が入ってくると、こういうような順序になってございます。

第3位の方に、一番下に、今、交通防災課長が入っていますが、これは一つ交通防災課長が上がってきまして、その下に交通防災課の補佐が入ってくるといようになります。よろしくお願ひしたいと思います。

次に20ページをお願いいたします。

第2の、関係機関との連携体制の整備でございます。

1の、基本的な考え方といたしまして、(1)でございますが、防災のための連携体制の活用ということで、市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるように、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備するというようなことをここでうたってございます。

2としましては、県との連携、3としては、近接市町村との連携、4といたしましては、指定公共機関等との連携、指定公共機関というのは、JR東日本とか東日本電信電話、あるいは東北電力、日赤等が入りますけれども、そういうところとの連携ということになります。

次のページをお願いいたします。

5番の、ボランティア団体等に対する支援などが記載してございます。

23 ページには、第 3 に、通信の確保と、第 4、情報収集あるいは提供等の体制整備ということで、これは次のページをお開きいただきたいと思います。

下の方に、2、警報等の伝達に必要な準備とございますが、(2)に、防災行政無線の整備ということで、市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容伝達に必要な同報系のその他の防災行政無線の整備を図ると。また、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るというものでございます。

これは、今、多賀城市は防災広報装置というものでございますから、年次で防災行政無線の方の整備も図っていくというようなことをうたっております。

(6)番でございますが、民間事業者からの協力の確保ということで、市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種取り組みを推進するというのもうたっております。

次に、27 ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、市の職員の研修及び訓練について記載してございます。

最初に、1 の、研修でございますが、(1)の研修機関における研修の活用ということで、国民保護の知見を有する職員を育成するために、消防大学校とか、あるいは県の自治研修所等々で、研修機関の研修課程を有効に活用して、職員の研修機会を確保するというのをうたっております。

また、(3)の方では、外部有識者等による研修ということで、市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県あるいは自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用して研修をするというようなことをうたっております。

訓練につきましては、(1)の、市における訓練の実施ということで、市は、近隣市町村あるいは県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置について訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るというものを記載してございます。

29 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 章でございますが、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えというものでございます。

避難に関する基本的な事項ということで、整備する基礎的な資料につきましては、この表に入っている住宅地図から災害時要援護者の避難支援プランまで、こういうものを常に資料として整備しておくということを記載してございます。

30 ページ、次のページでございます。

ここでは、(3)でございます。高齢者、障害者等の災害時の要援護者への配慮ということで、市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等みずから避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じるというものをうたっております。

2 の、避難実施要領のパターンの作成ということで、市は、関係機関、ちょっと括弧書きは除きますけれども、と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節別、特に冬期間の避難方法、あるいは観光客、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞下の

発生状況等を配慮して、複数の避難実施要領パターンをあらかじめ作成するということがもうたっています。

33 ページをお開きいただきたいと思います。

第 3 章では、物資及び資材の備蓄、整備でございます。

1、市における備蓄、(1)でございます。(1)に防災のための備蓄との関係ということで、住民の避難や避難住民の救援に必要な物資、資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共有するものが多いことから、可能であるものについては、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄と相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄または調達体制を整備するというようなこともうたっています。

(3)番の方では、県との連携ということで、市は、国民保護措置のために特に必要となる物資、資材の備蓄、整備については、県と密接に連携しながら対応していきますということでございます。

また、その下でございますが、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備するということが、これについても災害時の他市町村との提携、今でも「館サミット」とか「あやめサミット」とかいろいろ結んでございますが、こういうものを結んでいくということでございます。

次に、35 ページをお開きいただきたいと思います。

第 4 章は、国民保護に関する啓発でございます。

(1)の方に、啓発の方法でございますが、市は、国及び県と連携しつつ、住民に対しては広報誌、パンフレット、市でテレビなどはちょっとあれですけども、インターネット等のさまざまな媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うために、住民向けの研修、講演会などを実施するということがうたっています。

次のページをお願いいたします。

ここは、第 3 編でございますが、武力攻撃事態等への対処ということでございます。

1、四角で囲んでいる 1 でございますが、市の国民保護の対策本部設置前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置について記載してございます。

これは表の方をちょっとごらんになっていただきたいと思いますのですが、市緊急事態連絡室には、連絡室長ということで市長が当たります。参集室員ということで、副市長から、下の方にいくと、多賀城消防署長までありますけれども、こういうメンバーで室をつくるということになります。それで、迅速な情報の収集、分析をここでいきますということでございます。

下の方には、緊急事態連絡室の設置の報告、あるいは必要に応じて連絡員等の派遣を要請すると、こういうような仕事の内容となっております。

次に、37 ページの方でございますが、これは(4)番の方で、対策本部への移行に要する調整ということで、ここでは緊急事態の連絡室を設置した後に、政府において事態の認定が行われ、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置いたします。新たな体制に移行するとともに、今までやっていた緊急事態連絡室の方は廃止するというのをここでうたっています。

次のページをお願いいたします。

第2章で、市の対策本部の設置等でございます。

これについては、④、ちょうど真ん中よりちょっと下になりますが、市対策本部の開設ということで、市の対策本部担当者は、市役所2階の201会議室、交通防災課の隣の会議室でございますが、に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置など必要な準備を開始するということで、そこで、市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡するということでございます。

この辺の、市議会に連絡するということは、今、緊急の場合ですと、事務局長を通して、議長を通してというような形になろうかと思っております。

次の39ページの方に、市対策本部の組織及び機能の例ということでございますが、市の対策本部でございますが、本部長には市長が当たるということでございます。

メンバーでございますが、市対策本部員ということで、副市長、収入役、教育長となっておりますが、次に交通防災課長になって、総務部長がちょっと入っていないので、大変申しわけございませんが、ここに総務部長を入れていただければと思います。申しわけございませんでした。

そこの本部の方で設定内容を各部に指示しまして、そして支援要員の派遣等を行うというものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

第3章でございますが、関係機関の相互の連携ということで、1の、国・県の対策本部との連携。

2では、知事、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長等への措置要請等。

次のページをお願いいたします。

3には、自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等。

4番は、他の市町村長等に対して応援の要求、あるいは事務の委託というものが記載してございます。

ここで、一番下の方に②というのがありますが、ここで、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出るというものでございます。

また、事務の委託または委託に係る事務の変更もしくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会の方に報告するという事も記載してございます。

次に、45ページでございます。

市の行う応援等ということでございまして、他の市町村に対して行う応援等でございます。これは②でございますが、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出るというものを記載してございます。

次のページをお願いいたします。

8の、住民への協力要請でございますが、市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認められた場合には、住民に対し必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全確保に十分配慮するということでございます。この4項目が協力を求める項目でございます。避難住民の誘導等でございます。

ただし、これは自発的な意思に基づいて協力を求めるものであって、強制をしてはならないということは、ここでもきちんと記載されているところでございます。

次に、47ページでございます。

第4章でございますが、警報及び避難の指示等ということで、これは下の方の表をごらんになっていただきたいと思うのですが、市長から関係機関への警報の通知・伝達の図を示してございます。国の方から来まして、総務大臣、そして知事から通知を受けまして、市対策本部に市長のところに来ます。通知が来たら、市長の方から教育委員会あるいは他の執行機関、左の方ですが、あるいは市の出先機関、その他関係機関、右の方にあります。そして、伝達ということで、住民あるいは公私の団体へと伝達していくというように行われることでございます。

50ページをお願いいたします。

第2の、避難住民の誘導等でございます。これについても、下の方の図をごらんになっていただきたいと思いますが、市長から関係機関の避難の指示の通知・伝達でございますが、これも国の対策本部長、総理大臣になりますけれども、そちらの方から避難措置の指示があった場合、総務大臣あるいは知事を通して市の対策本部、市長の方に来ると。それを受けて、それぞれ住民への、あるいは公私の団体に対して伝達をしていくというような流れになります。

52ページをお願いいたします。

避難住民の誘導でございますが、ここでは(1)でございます。市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、または、本市の区域を管轄する消防本部に避難住民の誘導を要請することにより、避難住民を誘導するというものでございます。

下から6行目になりますけれども、その際には、毅然とした態度で活動を徹底させ、防護服、腕章、旗、あるいは特殊標章等を携行させるというようなことでございます。

特殊標章につきましては、後ほど説明申し上げたいと思います。

次の53ページの方ですが、(4)の、自主防災組織等に対する協力の要請ということで、市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請するというものでございます。

(6)の方には、先ほども申しましたけれども、高齢者、障害者等への配慮ということをやっております。

次に59ページをお願いいたします。

ここでは、第5章で救援でございます。

救援の実施ということで、市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次のようなことをしますということをおたてでございます。一時的にこれは、県の方で、知事の方です。市の方は県に応援、協力するということでございます。

①の、収容施設の供与とか、ずうっと述べてございまして、⑩の、武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、あるいは竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去についてはしますということで書かれております。

61 ページをお願いいたします。

ここでは安否情報の収集・提供について記載してございます。真ん中のちょっと下の方に、安否情報の収集、次のページをお願いいたします。2 では、県に対する報告、3 については、安否情報の照会に対する回答を記載してございます。

下の、(3)の方に、個人の情報の保護への配慮ということで、①に、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底するというような、個人情報についてもちょっと触れさせていただいております。

次のページの、4 番では、日本赤十字社に対する協力というものでございます。

次のページをお願いいたします。

第7章でございます。武力攻撃災害への対処ということで、1、武力攻撃災害への対処の基本的な考えということで、(1)武力攻撃災害への対処、(2)は、知事への措置要請、(3)は、対処に当たる職員の安全の確保を記載してございます。

次の65 ページでございますが、応急措置等でございます。

退避の指示ということで、(1)でございます。市長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対して退避の指示を行うというものでございます。

(2)の、退避の指示に伴う措置については、①でございます。市は、退避の指示を行ったときは、防災広報装置あるいは広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡するというようなこともうたっております。

(3)では、安全の確保等ということで、ここでは市の職員及び消防団員等についての安全確保を十分にしなければならないことをうたっております。

次に、75 ページをお願いいたします。

第9章でございます。保健衛生の確保その他の措置ということで、ここでは保健衛生の確保ということで、(1)は、保健衛生対策、(2)は、防疫対策、(3)は、食品衛生確保対策、(4)は、飲料水衛生確保対策、(5)は、栄養指導対策など、市が避難所で行う事項について記載してございます。

77 ページの方をお願いいたします。

第10章でございますが、国民生活の安定に関する措置といたしまして、ここも、1 の、生活関連物資等の価格安定、2 番は、避難住民等の生活安定など、3 は、生活基盤等の確保について記載してございます。

次のページをお願いいたします。

第 11 章でございますが、特殊標章等の交付及び管理でございます。これについては、国民保護措置に係る職務を行う者が携帯するものということで、特殊標章あるいは身分証明書などを持っていなければならないというようなことを記載してございます。

次のページをお願いいたします。

第 4 編でございます。復旧等に入ります。

応急の復旧ということで、基本的考え方、(1)でございますが、市が管理する施設及び設備の緊急点検等をうたっております。市は、武力攻撃災害が発生した場合、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うというものを、ここで記載してございます。

次に、82 ページをお願いします。

第 3 章でございますが、国民保護措置に要した費用の支弁等をうたっております。

1 の、国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求。

2 では、損失補償及び損害賠償についてここでうたっております。

最後に、第 5 編でございますが、83 ページには、緊急対処事態への対処について記載しているものでございます。

次のページは、資料編で、1 ページから 17 ページほどございますが、後ほど参照していただければと思います。

以上で国民保護計画について説明し、報告させていただきます。

○議長（阿部五一）

以上で説明を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は 11 時半であります。

午前 11 時 17 分 休憩

午前 11 時 29 分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

資料 3 の 10 ページなのですが、ここは武力攻撃事態の(1)武力攻撃事態の類型の中で、ゲリラや特殊部隊による攻撃の中の(2)の特徴についてなのですが、
「警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定される」云々とあります。

それで、自衛隊の監視活動で、我々共産党とか、それから民主党、社民党も入ったのだそうですが、それから弁護士団体も入ったそうです。それから高校生のピースウォークとい

うのも、自衛隊の情報保全隊が監視していたということが明らかになりまして、そういうものはやめなさいと、そういう世論が今、巻き起こっているわけです。

それはまず、さておいて、ここで言っている敵というのは、一体何を指しているのかということなのですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

お答え申し上げます。

ここにあるのは、その敵ということは、いわゆる日本国土に外圧が侵攻したりというようなことが想定されるかと思えます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

具体的にどこの国だとか、あるいはこういう団体だとか、そういうふうなことは言えるのですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

ここでは、我々のレベルでは、どこの国がどうだとかという問題ではなくて、この国民保護計画につきましては、もしも万が一そういうことが起きた場合、いかに市民を安全に避難させるかということをやっているものでありまして、今どこが敵なのだとか何とかと言われても、ちょっとここでは一自治体の職員が答弁する問題ではないと私は思います。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

次に、同じページなのですけれども、汚い爆弾（ダーティボム）というのが出てくるのです。このダーティボムというのは、具体的にはどういうものがあるのですか。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

ただいま調べておりますので、お待ちください。

○議長（阿部五一）

藤原議員、もう少し待ってください。（「はい」の声あり）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

ダーティボムですね。これにつきましては、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態を言いまして、特に爆薬と放射性物質を組み合わせたもの、これは、私、教科書を見て、ただ言っているだけでございますけれども、そういうものだと思っております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

例えばそのボール爆弾だとか、あるいは劣化ウラン弾だとか、そういうのはこの概念に入るのですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

その辺の専門になると、私は承知してございません。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、56 ページ、ここは、弾道ミサイル攻撃があった場合に、住民がどういう対処をしたらいいのかということなのですが、「弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民を屋内に避難することが基本である」と書いています。この屋内というのは、自宅というふうに考えていいのかどうかということなのですが、それはいかがですか。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

その時間的なものもあろうかと思いますが、強固な建物、そのときに近くに強固なコンクリートの、頑丈な建物があればそこ、あるいは、住居でもしかりであります。そういった、外にはまず出ないということが前提となってガイドラインでは示されております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私は、弾道ミサイルの攻撃があって、普通の木造民家の中において、安全だなどということはありませんかというふうな思うのです。

それから、イラクで、例えばアメリカが、アフガンでもそうだったと思うのですが、使った爆弾というのは、地下 20 メートルぐらいに突き刺さるようなそういう爆弾を使ったりもしています。ですから、実際は弾道ミサイルに対して屋内に避難すればいいなどというのは、あり得ないのではないかとこのように思うのですけれども、その点、まずどうなのかということですか。

それから、もう一つは、コンクリートづくり等の堅牢な施設というのは、多賀城にあるのかなのか。あるとしたらどこどこなのか。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

弾道ミサイル攻撃があった場合の避難についてであります。これについては、近傍の屋内の施設で、先ほど申し上げましたとおり、コンクリートづくりの堅牢な施設や地下施設へ避難ということでございます。

後段の、多賀城市に、しからばどのようなこういう施設があるのかということですが、一般的には地下を有する店舗であるとか、そういった施設だと思っておりますけれども、ではどこなのということ、私、今のところちょっと思いつきません。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私も思いつかないです。ないのではないかと。長崎屋に地下がありましたか。まあいいです。とにかく思いつかないということですね。

それから、12 ページ、ちょっと行ったり来たりしますが、NBC 攻撃の想定で、核兵器等に対する対処がありまして、12 ページの上から 7 行目、8 行目あたりです。核攻撃があった場合ですが、「避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨合羽等によって放射性降下物による外部被曝を抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや、汚染された疑いのある水や食べ物の摂取を避けるとともに」云々というふうに書いています。

広島、長崎に実際に原爆を落とされたわけです。私の記憶だと、広島では即死だけではないと思うのですが、20 万人ぐらいだったのではないかとこのように思うのですが、亡くなった人が。長崎も数万人亡くなっているわけです。核攻撃があった場合に、風下を避けて、手袋、帽子、雨合羽等によってという、そういう次元ではないのではないかと。広島や長崎の原爆資料展に行っただけになっただけのことではないかと。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

私は長崎には行きました。広島には行ったことはありません。

あと、核兵器での話でございますけれども、もしも起きた場合、では何をすればいいかと、これは最低、こういうことをすれば少しでもという意味だと思って、ここに記載しているわけございまして、これで安全だとか安心だとかとは言ってはいないと思います。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それで、私が言いたかったのはどういうことかという、これは皆さん方、その国民保護法という法律ができて、つくらなければならない業務が発生したので、忠実にこれはつくったということだと思っております。

ですけれども、実際に具体的な話になってくると、よくわからないということですよ。敵もわからない、それからダーティボムというのもわからない、弾道ミサイルが来た場合に、家にいいののかどうかもわからないと。地下室がどこにあるかもわからないと。それから、原爆があったときに、風下、避けるところがあるのかという次元ではそれはないだろうというのは、結局そういうことなのだと思うのです。

ですから、何が大事かと。私は、やはりあれこれ攻められたらどうする、原爆が落とされたらどうするということよりも、やはりその政治や外交の努力で、こういう事態が発生しないようにするということが、政治・外交の最大の課題だと私は思うのです。

大体、このような答弁できないようなことをあれこれ考えさせるということが、私はおかしいと思うのです。私は、その政治・外交の努力によって、こういうふうな事態にならないようにすることこそが、政治家の最大の使命なのだと。それこそ最も努力しなければならないのだというふうに思うのですが、市長、いかがですか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

藤原議員がおっしゃっていることは、私は間違いだと思います。

私は、やはり国民保護のために、国がそれなりに国民保護計画をつくったということは、今までこれはなかったことございまして、やはりこれを契機に、ではどうするのかということは今後考えなければいけない。また、国と国と、今、藤原議員がおっしゃった政治的に決着というふうなことがあったわけございまして、やはりそれは政治的に決着がいかない場合も想定されるわけございまして、そのための国民保護法だというふうには私は理解したいというふうに思っています。（「見解の相違ということで」の声あり）

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

これは国からの法定受託事務でこれをつくっているという、いわば地震などですと、多賀城市が責任を持ってやれる自治事務なわけで、おのずとそこから上位からの計画からのもどだということは承知しておりますけれども、そこで、いわば避難路を伝達する広報についてきちんとちょっと聞いておきたいと思うので、質問させていただきたいのですけれ

ども、資料3の24ページから25ページに、いわゆる可聴範囲、サイレンなどの、これというの全市民的にきちんと到達できるのか。それがないので、別なページでしたか、広報車云々というのがあるのですけれども、その辺の、サイレン等を含めた情報伝達というのは、今後どういうふうになっていって、将来的には全市がカバーできるようになると思うのですけれども、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

市民に対する広報体制の整備についてというようなことでありますが、現在、市の方では、防災の拡声の広報装置、昨年度を含めまして13基設置してございます。

それから、消防団の各分団、第1分団から第8分団の詰所の方に、ちょっと容量の小さいものでありますけれども、拡声装置と。

さらに、公用車に拡声装置、これらは市職員による非常配備体制の現地班が、車両をもって市内を巡回広報すると、そういった体制であります。

ここにも掲載しておりますが、体制の整備に当たっては、これから順次整備していきたいという思いではございます。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

順次ということでしょう。予算の兼ね合いもありますけれども、しかし、これは何もこの国民保護関係だけではなくて、いざというときのための情報伝達というのは、やはり可能な限り早急に、きちんと速やかに市民に情報伝達されるようにというのは、これは急務だと思いますので、この辺はきちんとお考えのもとに、速やかに全市民的なカバーをやっていていただきたいと思います。

そこでなのですが、例えば、この間ちょっと説明会でいろいろお聞きしましたら、私が聞いたところによると、モデル的な避難実施要領とかパターンをおつくりになるのだと。確かに、季節によっても風向きも違うだろうということなのですが、そこでなのですが、ちょっと懸念されるのは、子供のいわゆる児童・生徒といいましょうか、幼児も含めて、保育所とか学校、小中学校、とりあえず。もし、授業時間と言ったらいいのか、そういう時間帯にいきなり武力攻撃等を受けた場合は、例えば、もう親元に一度帰さずに、集団的にもうそこから避難に移るとか、そういうことは想定していらっしゃるのかどうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

先ほど説明したように、まず本部を立ち上げますね。国から伝わってきて、そして本部で、これはどうしても、例えば西部の方の学校とか、そちらの方が危ないとなれば、本部、市の方からそういう避難する指示、そのまま保育所の方、あるいは学校の方でそのまま1カ

所に集まって、じっとしていなさいとか、そういう指示は本部から出されるものと思って
ございます。

そういういろいろなパターンは、今から教育委員会等々とやはり詰めていかなければなら
ない部分だと思ってございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

ぜひともそうしてほしいということで、あえて私、質問させていただいているのです。多
賀城市の次代を担うお子さんたちの方を、優先的に保護していかなければならないと。

そこでなのですが、最後なのですが、ちょっとこの資料を見ると、サイレンの音ですが、
これは全国的に統一されたものだと思うのです。そう私は思料しているところですが、
も、それでいいのかが一つ。

もう 1 点、他市町村からのサイレンが逆に多賀城市民に聞こえてしまった等々を含めて、
混乱等も予想されるわけございまして、サイレンとともに必ず、当然なさると思いま
すけれども、いわゆる肉声による情報伝達というのは、これはワンセットなのか、これだ
けちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

警報・サイレンにつきましては、国で定めたサイレンのパターンがございまして、インタ
ーネットでアクセスしますと、音で、そういった形で現在のところは周知されております。

有事の際は、地震のときにピーツと鳴る音がありますが、ああいうようなパターンで、番
組が突然遮断されまして、そういったシステムになるということ。あわせまして、地方団
体の方には国を通じてそういった情報が来まして、そういった音なり、あるいは言葉で地
域の住民、市民に対して周知すると、こういった体制でございまして。

○議長（阿部五一）

6 番金野次男議員。

○6 番（金野次男議員）

まず、この国民保護計画ですが、私も元自衛官として大変関心を持っておりました。そし
て、また、当市も 2 回の説明会をしていただいて、この消防庁の国民保護室のマニュアル
以上に、この全般にできたというのは、私は評価します。

なぜかという、この概要、去年の概要から私も一般質問して、どうなるものかと思っ
ていました。その後、市長以下、組織の集中力でこの多賀城市国民保護計画を本日議会にお
いて報告しております。残すのはあとは市民への公表です。まだまだ不備、訂正する箇所
はあると思うのです。それはその都度しっかりと訂正していただき、市民はあの米国の
テロ事件以来、不審船やそういうものをいっぱい、弾道ミサイル等も去年ありましたけれ

ども、そういうものがあって、毎日が不安であります。国、県、そして調整しながら、この多賀城市の国民保護計画をますますいいものにしていただくように要望いたします。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 6 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（阿部五一）

日程第 6、報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（阿部五一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成 18 年度多賀城市一般会計歳出予算のうち、後期高齢者医療事務電算システム構築事業ほか 9 件に係る経費 4 億 5,889 万 7,500 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては関係部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

それでは、ただいまの資料の 5 ページ、6 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 18 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書により御説明申し上げます。

4 款 1 項保健衛生費でございます。事業名、後期高齢者医療事務電算システム構築事業でございますが、金額 2,730 万円のうち、最終的な契約金額 2,430 万 7,500 円を翌年度へ繰り越すものでございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、後期高齢者医療制度の創設にかかわるものでございまして、システムの構築業務に日数を要するため、繰り越しをするものでございます。

なお、事業の完了は 10 月末を予定しております。

○建設部長（後藤 孝）

次に、8款2項道路橋りょう費、事業名が市道留ヶ谷団地線道路改良事業でございます。金額、翌年度繰越額とも1,030万円でございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、市道留ヶ谷団地線に隣接する宅地造成工事との工事調整により遅延したものでございます。

事業完了は8月を予定しております。

次に、4項都市計画費、事業名が留ヶ谷線道路改良事業でございます。金額、翌年度繰越額ともに860万円でございます。財源内訳は記載のとおりであります。

これは、移転先である代替地の使用が4月以降となったため繰り越したものでございます。

事業完了は10月を予定しております。

次に、大土手線道路改良事業でございます。金額、翌年度繰越額ともに1,390万円でございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、当初、平成19年度に予定しておりました物件移転補償費でございましたが、国の追加内示に伴いまして、前倒して執行したことにより、年度内解体が見込めないことから繰り越したものでございます。

事業完了は12月を予定しております。

次に、水の入線道路改良事業でございます。金額、翌年度繰越額ともに1億3,450万円でございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、高平踏切拡幅工事でございますが、先行する下水道雨水幹線工事が遅延したことによるものでございます。

事業完了は来年2月を予定しております。

次に、高崎大代線道路改築事業でございます。金額、翌年度繰越額ともに880万円でございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、仮住居先の選定により遅延したのですが、5月末に完了してございます。

次に、土地区画整理事業でございます。金額が1,000万円、翌年度繰越額が999万6,000円でございます。この金額と翌年度繰越額の差につきましては、当初事業費を予定額で計上しておりましたが、その後、額が確定したことによるものでございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

この事業は設計業務委託でございますが、14日の説明会で報告しましたとおり、現在、駅舎デザイン検討を県が主体となって進めております。それらを受けて、本市においても新駅舎と一体となった景観計画と駅前広場等の設計に反映するため、繰り越したものでございます。

なお、事業完了は12月を予定しております。

○総務部長（板橋正晃）

次に、9款1項でございます。事業名は地域防災計画修正業務で、金額 800万 8,000円
で、契約額の確定によりまして、102万 3,000円を減額し 698万 5,000円を翌年度繰
り越しとするものでございます。

これは、地震防災対策推進計画策定業務の委託でありまして、宮城県との協議に時間を要
するため繰り越すものでございます。

なお、完了予定は8月末を予定してございます。

○教育部長（菊池光信）

次に、10款2項小学校費、事業名が多賀城小学校校舎改築事業、金額、翌年度繰越額とも
に2億 2,132万 3,000円、財源内訳は記載のとおりであります。

これは、現在施工中の2期校舎の着工が旧校舎解体後のために、前払い額を除いた金額を
繰り越すものでございます。

なお、現在施工中の2期校舎につきましては、12月に完成し、3学期から使用する予定で
あります。

次に、山王小学校及び城南小学校屋内運動場耐震補強事業、金額、翌年度繰越額ともに
2,018万 6,000円、財源内訳は記載のとおりであります。

これは、国の補正予算に対応して事業を行ったことから繰り越すものでございまして、事
業の完了は9月末を予定してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

1点だけお聞かせください。教育費の小学校費で、地震対策の関係ですが、この工事は、現
状の内容が老朽化したところ等もあるわけですが、そういう点については設計の中
に織り込まれているのかどうか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

下の山王小学校、城南小学校の関係ですか。これにつきましては、屋内運動場の補強のみ
というふうなことで、耐震の補強のみというふうなことでございます。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

そうしますと、単なる屋やの鉄骨の支えの補強だけで、あとは周辺の老朽化したものもたくさん見受けられるわけですが、そういうところには手をつけないと。それについては後で手をつけるという方法をとるのですか。その辺はいかがですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

基本的には補強というふうなことですけれども、例えば、何か照明のそういった部分を直したりする分については、この中でやるというふうに考えてございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

多分現場を見てお話しされているものと思いますが、例えば城南小学校を見ますと、警報機が損失、壊れているというふうに見ております。それから、舞台の下のいわば壁が損傷しているような状況がある。それから、中には両わきの壁、そういったような損失なども見受けられると。そういう点はやはりこういう工事と同時にやった方が、経費的に安くつくのではないのかというふうに思うものですから、そういう点について、やはり総合して、そういうものやっていくという姿勢の方が、私はよろしいのではないのかと。

ですから、これはこれの予算として、もう一つはそちらの予算も入れて、9月完成をするのであれば、そのときにあわせてそういう工事もしていくのだという姿勢が、私は大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

ここにのせてございますのは、補助事業分というふうなことでございますけれども、そういった、今、議員がおっしゃったような箇所、修繕というふうな観点になろうかと思えますけれども、そういった部分については、現場を見まして、金額にもよりますけれども、予算の範囲内であることであれば、できるだけあわせてやっていく方が効率的であると私も思いますので、その辺は現場を確認して対処させていただきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

9款消防費、地域防災計画修正業務のところなのですが、貞山堀の津波対策のところ、県との協議の中で、グリーンベルトの入り口あたりに、今、「津波のときには逃げましょう」というような看板が立っているのですけれども、どこに逃げたらいいのかというようなことを、ちょっと書いておく必要があるのではないかと思うのです。よそから来た人などが、果たしてどちらが高台なのだというようなことも含めて、名取のあたりでは、そういうこ

とがきちんと言及された看板が立っているかと思うのですが、貞山堀のあたりには地域住民に対する啓発も含めて、具体的にどこの方面に逃げるとか、そういうところに避難しなさいというような部分で、ぜひ県との協議の中で、きちんとそういう看板も実現していただきたいという要望なのですがいかがですか。（「回答は不要ですか」の声あり）回答ください。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

今回の計画の繰り越した修正業務でございますが、これにつきましては、津波のシミュレーションをしまして、それをもとに、津波で浸水想定地域、あるいは避難対象地域の設定、あるいは避難困難な地域の抽出とか、避難場所、そういうものを今回修正していこうということでございますので、今、議員がおっしゃっているような、どちらの方面に逃げたらいいのかとか、そういうものはきちんと明確になると思ってございます。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

明確にするとともに、そういう看板などでの周知方法の徹底もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後 1 時であります。

午後 0 時 01 分 休憩

午後 0 時 57 分 開議

○議長（阿部五一）

予定より早いのですが、皆さんおそろいでありますので、再開をいたします。

日程第 7 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について（国民健康保険特別会計）

○議長（阿部五一）

日程第 7、報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（阿部五一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成 18 年度多賀城市国民健康保険特別会計歳出予算のうち、電算システム改修事業に係る経費 703 万 5,000 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

それでは、資料 1 の 8、9 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 18 年度多賀城市繰越明許費繰越計算書により御説明申し上げます。

1 款 1 項総務管理費でございます。事業名、電算システム改修事業でございますが、金額 735 万円のうち、最終的な契約金額 703 万 5,000 円を翌年度へ繰り越すものでございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

これは後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険電算システムの改修にかかわるものであります。改修業務に日数を要するため繰り越しをするものでございます。

なお、事業の完了は 10 月末を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 8 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について（介護保険特別会計）

○議長（阿部五一）

日程第 8、報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させます。

（局長 報告書朗読）

○議長（阿部五一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書についてであります。これは平成 18 年度多賀城市介護保険特別会計予算の保険事業勘定のうち、介護保険システム改修事業に係る経費 458 万 8,500 円を繰越明許費として繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

それでは、資料の 11 ページ、12 ページをお開きいただきたいと思います。

同じように、繰越計算書により御説明申し上げます。

1 款 1 項総務管理費でございます。事業名、介護保険システム改修事業でございますが、金額 509 万 9,000 円のうち、最終的な契約額 458 万 8,500 円を翌年度へ繰り越すものでございます。財源内訳は記載のとおりでございます。

これは、後期高齢者医療保険制度の創設に伴う介護保険システムの改修にかかわるものであります。改修業務に日数を要するため繰り越しをするものでございます。

なお、事業の完了は平成 20 年 3 月末を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 9 報告第 7 号 繰越計算書について（下水道事業会計）

○議長（阿部五一）

日程第 9、報告第 7 号 繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させます。

(局長 報告書朗読)

○議長 (阿部五一)

市長の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

報告第7号 繰越計算書についてであります。これは平成18年度多賀城市下水道事業会計予算のうち、公共下水道事業に要する経費2億9,590万円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては下水道部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

下水道部長。

○下水道部長 (鈴木建治)

それでは、次のページの14、15ページをお開きください。

平成18年度多賀城市下水道事業会計予算繰越計算書により説明申し上げます。

1款1項建設改良費で、まず公共下水道事業(館前-1-3工区)でございます。予算計上額2億9,260万円ですが、翌年度に繰り越すものでございます。

この工事は、館前雨水幹線のうち、いわゆるJR東北本線高平踏切の横断部分でございます。

繰り越しの理由につきましては、平成18年4月に同様の工法で施工しておりました東京都内の工事で、軌道敷の隆起事故が発生し、原因究明、対策検討のため休工する措置がとられたこと。また、平成18年10月に岩盤が出てきたため、施工能力が低下したことによって不測の日数を要したため、年度内完成が見込めないものでございます。

なお、完成は本年11月を予定してございます。

次に、公共下水道事業(汚水枘設置その5)でございます。予算計上額330万円ですが、翌年度に繰り越すものでございます。

この工事は、旧留ヶ谷市営住宅跡地の宅地造成に伴い、汚水枘を10カ所設置するものでございます。

繰り越しの理由につきましては、宅地造成工事の計画変更により工事着手がおくれ、年度内完成が見込めないものでございます。

なお、枘の設置は4月に終わっておりますが、舗装復旧が8月の予定でございます。

○議長 (阿部五一)

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第 10 議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）

○議長（阿部五一）

日程第 10、議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは平成 18 年 10 月 16 日に発生した公用車の追突事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては上水道部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

上水道部長。

○上水道部長（鈴木建治）

それでは、損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

資料 2 の 2 ページをお開き願います。

1、事故発生の日時ですが、平成 18 年 10 月 16 日、午前 10 時 28 分ごろでございます。

2 の、事故の原因及び状況でございますが、上下水道部職員が、公務を終了し、帰庁するため、市道八幡鶴ヶ谷 1 号線を当該公用車で走行し、多賀城市八幡三丁目 5 番付近の信号機の表示に従い公用車を停車後、誤ってブレーキペダルから足が離れ、当該公用車がオートマチック車であったため、クリーブ現象により、前方で停止した相手方の自動車に追突したものでございます。

この事故により、相手方に対し頸椎及び腰椎捻挫による損害を与えたものでございます。

3 の、損害賠償の額でございますが、頸椎及び腰椎捻挫による治療費として 46 万 9,274 円、通院交通費として 2,160 円、慰謝料として 60 万 4,800 円で、合計 110 万 3,234 円でございます。

なお、双方の車両損害については、損害箇所が見当たらず、相手からも車両の損害については賠償を求められませんでした。

4の、和解でございますが、平成19年5月31日に相手方と示談が成立したものでございます。

なお、本件事故に関し、損害賠償金のほか何ら債権債務がないことを相互に確認しております。

再三になりますけれども、本件事故を教訓といたしまして、なお一層交通安全運転や交通ルールの遵守を徹底するよう、部内職員に指導いたしましたことを報告申し上げ、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

市の公用車は全部オートマチックなんでしょうか。中にはマニュアルなどというのがあるのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（阿部五一）

総務課長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

今ちょっと全体の車両についてすべては把握しておりませんが、基本的にはオートマチック車が多いかと思えます。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

いわばこれは、仕事をされて、庁舎に戻ろうとしているわけで、ふなれではないような気がしてならないわけです。例えばまるっきりオートマを運転したことのないような職員ではないわけです。そうすると、やはりこれは、クリーブ現象、それはわかりますよ、オートマチックですから。しかしながら、これは不注意以外の何物でもないと思うのです。

やはり、前のときも同じようなことになりますけれども、やはりきちんとした、何と言ったらいいのでしょうか、運転する方は、仕業点検も含めて、意識というものをきちんと持ってもらわなければだめだと思うのですけれども、その辺を再度、何か考えるものがあるのであれば、御答弁いただきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

総務課長。

○総務部次長(兼)総務課長（内海啓二）

先ほどの報告の審議にもございましたように、今後、安全運転の励行について、機会あるごとに、それから、御指摘がございましたように、何か機会をとらえて、全体的にその辺の注意喚起を促すような形で対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 45 号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第 11 議案第 46 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（阿部五一）

日程第 11、議案第 46 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 46 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これは市外に転出したことにより、免職となった委員の後任として、菅野昌治氏を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、資料 2 の 3 ページ以降に、現在の委員名簿並びに菅野昌治氏の経歴書を添付しておりますので、御参照願います。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 46 号を採決いたします。

本案については、本市議会として意見はなく、原案に同意を与えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については、本市議会として意見はなく、原案に同意を与えることに決しました。

日程第 12 議案第 47 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 12、議案第 47 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、投票管理者等の職務のために要する費用の額が改定されたことを受け、本市における投票管理者等の報酬額について見直しを行うものであります。

詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

総務部長。

○総務部長 (板橋正晃)

資料2の5ページをお願いします。

ただいま市長から提案理由を申し上げましたけれども、それと重複する部分がありますけれども、御了承願います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る条例の一部を改正するものでございます。

これにつきましては、別表の改正でございます。投票所の投票管理者、一番上に書かれてございますけれども、から、一番下の開票立会人まで、それぞれ「100円」を減額するものでございます。

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、これの一部改正がございまして、投票所の投票管理者等の報酬について改正があったので、これに準じて見直しを行ったものでございます。

資料1の20ページをお開きいただきたいと思います。

20ページの方は、附則でございますが、「この条例は、公布の日から施行する」ものでございます。

○議長 (阿部五一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長 (阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 48 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について

日程第 14 議案第 49 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について

○議長（阿部五一）

この際、日程第 13、議案第 48 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について及び日程第 14、議案第 49 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についての 2 件を一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 48 号及び議案第 49 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更並びに宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてであります。これらは河南地区衛生処理組合が、平成 19 年 6 月 30 日限り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体から脱退することに伴い、同委員会及び同審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより各議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第48号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第50号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について

○議長(阿部五一)

日程第15、議案第50号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 50 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更についてであります。これも議案第 48 号及び議案第 49 号と同様に、河南地区衛生処理組合が宮城県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及びそれに伴う規約の変更について、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議長 (阿部五一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長 (阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 50 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 51 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 1 号)

○議長 (阿部五一)

日程第 16、議案第 51 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 51 号 平成 19 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 1 号) は、歳入歳出にそれぞれ 9,796 万 2,000 円を追加し、総額 175 億 2,796 万 2,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、高崎大代線道路改築事業等の国庫補助の内示に伴う事業費の変更を行うものであります。

歳入の主なものは、街路整備事業等の国庫補助の内示に伴う国庫補助金及び地方債の変更を行うものであります。

なお、詳細につきましては関係部長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

総務部長。

○総務部長 (板橋正晃)

それでは、歳出から説明いたします。

40 ページをお開きください。

2 款 1 項 8 目企画費で 300 万円の増額補正でございます。これは財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業、これは宝くじの収益でやっているものでございますが、助成事業のうち、一般コミュニティ事業としまして、高崎自治会に 180 万円、内容はこどもみこしあるいは屋外テントでございます。及び下馬東自治会に 120 万円でございます。これはビデオデッキ等の生涯学習関連備品が採択されましたので、補正するものでございます。

○保健福祉部長 (相澤 明)

次の 42 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費で 4,800 万 6,000 円の増額でございます。これは 19 節負担金、補助及び交付金で 123 万 8,000 円の減額ですが、社会福祉法人等利用者負担額軽減等事業費補助金で、低所得者に対する施設利用者負担額の軽減制度分の補助金で、平成 19 年 4 月からさらなる軽減を図ることとして、障害者自立支援法施行令の改正が行われました。

利用者負担額の上限が緩和され、利用者の 15 人の負担能力に応じて軽減措置が受けられることとなり、それに伴ってこの事業は廃止となり、減額するものでございます。

次、20 節扶助費で 4,924 万 4,000 円の増額でございますが、福祉サービス費で 386 万 5,000 円の増、これは先ほどの説明でも触れましたが、制度の改正に伴い、利用者のさらなる軽減対策が行われたことによる給付費の増でございます。これによる対象者は 108 人となっております。

また、福祉サービス費の激変緩和措置分として68万2,000円の減額は、国の特別対策事業としまして、平成19年4月より、対象者の月額負担上限額を4分の1へ引き下げ、平成20年度まで実施することが示されたことによりまして、国の事業費該当者、国の基準がございまして、それに満たさない方のみ市の独自の軽減施策の適用となります。当初見込み114人が、93人減少いたしまして21人となるために、その分を減額するものでございます。

更生医療給付費で4,606万1,000円の増額でございますが、これは障害者自立支援法の施行に伴う制度の見直しにより、生活保護世帯の人工透析に係る医療費が自立支援医療費において給付することになり、科目の組み替えによる増額でございます。人工透析の対象者は10人でございます。

次の、44ページをお願いいたします。

3款3項2目扶助費で4,606万1,000円の減額でございます。これは20節扶助費の医療扶助で、人工透析に係る医療費について、障害者自立支援法の施行による自立支援医療、更生医療でございますけれども、の見直しにより、生活保護法の他法優先の基本原理により、平成19年度から自立支援医療費において給付することになったため、科目の組み替えによる減額でございます。

次、46ページをお願いいたします。

4款1項4目老人保健事業費の老人保健特別会計繰出金で1,476万6,000円の増額補正でございます。これは老人保健事業に係る拠出金であります。詳しい内容につきましては、老人保健特別会計で御説明申し上げます。

○建設部長（後藤 孝）

次のページをお願いします。

8款1項1目土木総務費で、補正額はゼロでございますが、後で説明しますけれども、国庫補助事業の内示に合わせまして、職員人件費の財源内訳を組み替えするものでございます。

次のページをお願いします。

2項3目15節単独事業の工事請負費で2,600万1,000円の補正をお願いするものでございます。

これは、かねてより用地交渉を進めておりました市道高橋八幡線道路拡幅工事でございますが、5月中旬ごろに相手方と交渉が成立いたしました。当該拡幅工事につきましては、緊急的なこともございまして、当初予算に用地費を計上することができなかったため、6月補正で対処することを考えておりましたが、地権者から、早速契約してほしい旨の話がございました。

しかしながら、その時点では契約するための用地費がないため、既決予算のうち、工事請負費の一部を用地費に流用し、執行することといたしました。

また、国道45号線との交差点においても、隅きり用地を協力してもらうことになったため、国土交通省仙台東国道維持出張所と協議したところ、夜間工事による交差点改良が新たに発生いたしました。

以上により、本来、用地費で計上すべき約 1,900 万円と工事の不足額約 700 万円を合わせた額 2,600 万 1,000 円をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

4 款 4 項 2 目街路事業費で 5,025 万円の補正でございます。

まず、1 と 2 の高崎大代線道路改築事業費でございますが、当初、補助財源として地方道路整備臨時交付金を見込んでおりましたが、通常費に振りかわったことにより組み替えを行うものでございます。

まず最初に、1 の、高崎大代線道路改築事業費でございますが、これは通常補助事業でございまして、7,580 万円を増額補正するものでございます。補正内容でございますが、当初予算と同じでございまして、主なものは 17 節公有財産購入費で 2,784 万 7,000 円、22 節の物件移転補償費で 4,600 万円でございます。

このことにより、2 の、高崎大代線道路改築事業費の臨時交付金事業 7,580 万円は、全額減額するものでございます。

次の、3、高崎大代線外 1 線道路改築事業費でございますが、これはまちづくり交付金事業でございまして、増額内示がございましたので、5,025 万円を補正するものでございます。補正の主なものは、12 節役務費の不動産鑑定手数料で 82 万 6,000 円、17 節公有財産購入費の土地購入費で 4,858 万円、18 節備品購入費としてパソコン 3 台分で 53 万 1,000 円でございます。

○総務部長（板橋正晃）

次のページでございます。

9 款 1 項 4 目災害対策費で 200 万円の増額補正でございます。これは先ほど 2 款でも御説明申し上げました財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業で、志引町内会防災会が行う自主防災組織育成助成事業、これはテントとか投光機とか炊き出し器などが採択されたもので、補正するものでございます。

○教育部長（菊池光信）

次のページをお願いいたします。

10 款 2 項 1 目学校管理費でございます。補正額はございませんが、節の補正でございます。

まず、1 の、小学校管理職員人件費の 2 節給料で 162 万 3,000 円を減額をいたしまして、2 の、学校用務員業務委託事業費において同額を増額するものでございます。

これは学校用務員の中途退職に伴いまして、学校業務に支障がないようにするために、用務員の業務を委託する費用でございまして、東小学校の業務を予定しているものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

○保健福祉部長（相澤 明）

それでは、歳入の説明をいたしますので、34 ページをお願いいたします。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金で 958 万 2,000 円の減額でございます。

2 節生活保護費負担金で 3,454 万 6,000 円の減額は、歳出で御説明いたしました生活保護扶助費の人工透析に係る医療扶助が、自立支援医療からの給付となりますことから、財源の組み替えによります減額でございます。

5 節障害者福祉費負担金で 2,496 万 4,000 円の増額でございます。

1 の、障害者自立支援給付費負担金で 193 万 3,000 円の増額でございます。これは歳出で御説明いたしました扶助費で、制度改正による福祉サービス費の増額分に対する負担金の増でございます。

2 の、障害者医療費負担金で 2,303 万 1,000 円の増額でございます。これは生活保護費の扶助費で、人工透析に係る医療扶助が更生医療給付費からの給付となりますので、財源の組み替えによる増額でございます。

○建設部長（後藤 孝）

2 項 2 目土木費国庫補助金で 1,640 万円の補正増をお願いするものでございます。

1 節都市計画費補助金で 390 万円の減額でございます。これは歳出でも御説明しましたとおり、地方道路臨時交付金から通常費に振りかわったことによるものでございまして、1 の、街路事業費補助金の都市計画街路高崎大代線で、事業費 7,800 万円に対しまして補助率 2 分の 1 で 3,900 万円の補正をお願いするものでございます。

2 の、地方道路整備臨時交付金の都市計画道路高崎大代線で通常費に振りかわったことによりまして、計上済額の 4,290 万円全額減額するものでございます。

次に、4 節まちづくり交付金でございますが、これも歳出で御説明しましたとおり、高崎大代線外 1 線の増額により、次のページになりますが、計上済額との差額 2,030 万円を補正増するものでございます。

○保健福祉部長（相澤 明）

15 款 1 項 1 目民生費県負担金で 1,248 万 3,000 円の増額でございます。

5 節の 1、障害者自立支援給付費負担金で 96 万 7,000 円の増額でございます。これは歳出の障害者福祉サービス費の増額分に対する県負担金の増でございます。

2 の、障害者医療費負担金で 1,151 万 6,000 円の増額でございます。これは生活保護費の扶助費の人工透析に係る医療扶助が、更生医療給付費からの給付となりますことから、財源の組み替えによる県負担金の増額でございます。

2 項 2 目民生費県補助金で 92 万 8,000 円の減額でございます。

これは、6 節障害者福祉費補助金の 1、社会福祉法人等利用者負担額軽減等事業費補助金で、歳出で御説明いたしましたが、低所得者に対する利用者負担額の軽減制度分の補助金で、障害者自立支援法施行令が改正され、制度が廃止されたことによる減額でございます。

○建設部長（後藤 孝）

16 款 2 項 1 目 1 節土地売払収入で 221 万 2,000 円の補正増をお願いするものでございます。これは八幡一丁目地内で、先ほど説明いたしました市道高橋八幡線の西側にある、現在利用されていない水路を隣接者に売り払うことになったため、計上するものでございます。

○市長公室長（澁谷大司）

次に、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、2,817 万 7,000 円の増額補正をお願いするものでありまして、歳出で御説明を申し上げました各事業に対する不足財源を補うものであります。

なお、当該補正後の財政調整基金の平成 19 年度末残高は 7 億 2,346 万円となるものであります。

○総務部長（板橋正晃）

次に 20 款 5 項 3 目、次のページでございます。雑入であります。500 万円の増額補正であります。これは先ほど歳出で説明したとおり、財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業で、3 地区、自治会及び町内会の事業に対し交付されたものでございます。

○市長公室長（澁谷大司）

次に、21 款 1 項 2 目土木債であります。4,420 万円の増額補正をお願いするものであります。

まず、1 節都市計画債につきましては、都市計画街路高崎大代線に通常補助事業費 7,800 万円の内示があったことによるものであります。国庫補助が 2 分の 1 ですので、地方負担となる 2 分の 1 の 3,900 万円に対して起債充当率 55%の額 2,140 万円を追加するものであります。

2 節まちづくり交付金事業債につきましては、高崎大代線外 1 線道路改良事業費に 5,075 万円の事業費増額の内示があったことによるものであります。事業費の 10 分の 4 が交付金として交付されるため、地方負担となる 10 分の 6 の 3,045 万円に対して起債充当率 75%の額 2,280 万円を増額するものであります。

次に、30 ページにお戻りください。

第 2 表、地方債補正であります。ただいま市債で御説明を申し上げましたように、各地方債の補正をお願いをいたしまして、合計で 4,420 万円増額の 10 億 9,640 万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

また、当該補正後のプライマリーバランスの状況であります。元金ベースでは 6 億 7,837 万 3,000 円の黒字、元利ベースでは 11 億 1,630 万 8,000 円の黒字化が図られております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

歳入の方から。35 ページの、生活保護負担から障害者自立支援負担に切りかわったというふうに承ったのですが、そういう受けとめ方でよろしいのですか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

生活保護の負担でいきますと、4 分の 1 ということになっております。しかし、障害者自立支援にいきますと 2 分の 1 ということで、ここで補助金がある程度カットされているわけですが、この辺についてはどのように感じておりますか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

生活保護費につきましては、国の方で 4 分の 3 でございます。こちらの障害者自立支援法につきましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 ということでございますので、歳入歳出とも変化はございません。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

わかりました。県事業でその分が来るから、37 ページで来るから、問題はないのだというふうな答弁ですが、そういう見方でよろしいのですか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

説明のときに、きちんとその辺は御説明した方がよろしいと思います。

それから、都市計画の補助金の関係ですが、これも同じような問題があるわけです。整備臨時交付金にいきますと 100 分の 55、5.5 ですね。ですけれども、10 分の 5.5、しかし、通常費にいきますと 2 分の 1 ということで、0.5 ぐらいですけれどもその差が出るのですけれども、その辺はどのように見えていますか。その辺見てよろしいのですか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

まさにそのとおりでございますが、ただ、起債の関係が全く違っております。通常費ですと、一般的に、いろいろな業種といいますか、内容によって違うのですけれども、街路事業ですと2分の1の残りが55%起債、まあ借金なのですけれども、まあ起債を使えるとか、公園ですと90%とかといろいろあるのですけれども、この臨時交付金の場合は、残りの4.5、45%はすべて一般財源の持ち出しというようなことになってございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そういうような話になるのではないかと見ておったのですが、確かそのようになってきますけれども、今の地方財政をかんがみた場合に、国が地方に対してそういうしわ寄せをするような仕組みをつくっているのではないのかというふうに感じたものなのですけれども、そういう感じ方はいたしませんか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

しわ寄せというかどうか、あれなのですけれども、三位一体の関係で、今まで通常費だったのが、いろいろ交付金事業に切りかわってきているというのは、最近の状況でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

まさしく、国の財政が地方財政にいわば反映しているのではないかと思います。地方財政も厳しくなっている。国の財政も厳しくなっている。ですけれども、最初に臨時交付金で申請したものを、予算化させておいて、途中でこういう補正をやってきたということは、国の予算が厳しくなっていると。しかし、事業はさせてやりたい。ですけれども地方に起債という一つの枠組みの中で、問題はその資金を地方に肩代わりさせる仕組みをつくっているように見えてならないのです。そういう見方をしていかがでしょうか。財政担当でも結構です。どちらでもいいですから。

○議長（阿部五一）

財政経営担当補佐。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（郷家栄一）

今、議員おっしゃられたとおり、確かに三位一体改革に伴いまして、補助金が交付金化されたり、あるいは起債に振りかわったり、交付税に振りかわったり、いろいろ財政措置が変わってきております。

今回の高崎大代線に関しましては、臨時交付金事業が通常補助、補助率は確かに 55%から 50%に下がりましたが、単年度で見れば起債がつきます。この起債につきましても交付税措置がございますので、トータルで見ますと通常補助の方が地方にとってみれば有利というふうには言えると思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

やはりその辺をきちんと説明しないと、国の財政の仕組みがころころ、ころころ変わってくるので、やはり当面はそういうことで、交付税である程度補完するから、こういう状況でやってほしいという国の政策でしょうから、それはそういうぐあいに説明していただかないと、今後問題が発生してくると思うのです。

ですから、財政というものは、少なくとも将来的ビジョンを見て、今、多賀城市も一生懸命やっているわけですから、そういうものを含めて、やはりこういう補正予算であっても、そういう財政の仕組みというものについての説明はきちんとやっていくことが、私は大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

財政経営担当補佐。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（郷家栄一）

そのようにさせていただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 51 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は 14 時であります。

午後 1 時 51 分 休憩

午後 2 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

日程第 17 議案第 52 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（阿部五一）

日程第 17、議案第 52 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 52 号 平成 19 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 1,476 万 6,000 円を追加し、総額 38 億 6,876 万 6,000 円とするものであります。

歳出については、平成 18 年度老人保健医療費交付金等の返還に伴う償還金の追加を行うものであります。

歳入については、償還金の財源に充てるため、一般会計繰入金を増額を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

それでは、歳出から御説明いたしますので、66 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款 1 項 1 目償還金で 1,476 万 6,000 円の増額補正でございます。これは平成 18 年度の医療給付費等の実績に伴いまして、精算した結果、多く交付を受けておりました分を償還するものでございます。

次に、64 ページへお戻りいただきます。

歳入の説明でございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 1,476 万 6,000 円の増額補正でございます。これは歳出で御説明申し上げましたとおり、支払基金への償還金が生じたことから、一般会計から繰り入れるものでございます。

この内訳を申しますと、医療給付費等繰入金が 1,432 万円、事務費繰入金が 44 万 6,000 円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 52 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（阿部五一）

日程第 18、議案第 53 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 53 号 平成 19 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、丸山ポンプ場工事に係る債務負担行為の期間の変更を行うものであります。

なお、詳細につきましては下水道部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部五一）

下水道部長。

○下水道部長（鈴木建治）

それでは、69 ページ、70 ページをお開き願ひます。

今回の補正は、金額の増減ではなく、債務負担行為の補正のみでございます。

それでは、第 1 表、債務負担行為補正でございます。

丸山ポンプ場（3 号ポンプ設備）工事でございますが、期間が平成 20 年度までだったものを、平成 21 年度までに変更するものでございます。限度額は変化ございません。

これは、当初段階におきまして、平成 19 年度から 20 年度までの 2 カ年度にわたる債務負担行為で協議を進めてまいりましたが、防衛施設局から変更の連絡があり、最終的には平成 19 年 4 月 10 日付での内定通知により、平成 19 年度から 21 年度までの 3 カ年度にわたる債務負担行為が確定したことから、期間の変更補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 53 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（阿部五一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日 6 月 22 日から 6 月 24 日までは休会といたします。

来る 6 月 25 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 07 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 19 年 6 月 21 日

議長 阿部 五一

署名議員 深谷 晃祐

同 伏谷 修一